

令和 5 年度

事業計画書

自 令和 5 年 4 月 1 日
至 令和 6 年 3 月 3 1 日

公益財団法人 関東貸切バス適正化センター

令和5年度 事業計画

新型コロナウイルス感染症の影響は長期化しているが、政府の規制緩和が段階的に進み、徐々に経済回復の兆しが見られている。貸切バス事業においては需要回復の見通しが立たず、先行き不透明な状況が続いている中で、企業送迎や学校送迎等の地域密着方輸送にシフトし何とか事業経営を維持している状況であり、早期に観光需要の回復が期待されているところである。

このような大変厳しい経営環境の中で、令和5年度は今後の輸送需要の回復に向けて、貸切バスの輸送の安全確保に万全を期すための取り組みが求められている。

当センターとしても、昨年10月13日静岡県小山町須走の県道で起きた貸切バスの横転事故を教訓として、巡回指導を通じて「安全が最優先」という考え方を徹底し、より一層の安全意識の向上に向けた取組みを推進する。

当センターは発足7年目を迎え、道路運送法に基づき、適正かつ効率的な運営を図り、適正化事業を的確に実施するという実施方針に立ち返り、そこから見えてくる課題を個別に検証しながらセンターとしての地位向上を目指している。

I 令和4年度事業計画の実績

- 1 巡回指導については新型コロナウイルス感染症の影響はあったものの概ね順調に実施することができ、年度末までには計画どおりの実施が見込まれる。
- 2 負担金については、令和4年度も分割納付、支払時期の繰り延べ等の措置を取っているため、令和5年2月現在で対象全事業者の約90%の納付割合となっていることから、再請求等を進め、これに応じなかった事業者に対しては速やかに行政に報告する。
- 3 旅客からの苦情・要望等は寄せられていないが、貸切バスに関する交通問題、マナー関係でのトラブルが5件寄せられた。
- 4 貸切バス事業者以外の者による貸切バス事業を営む行為の防止を図るための啓発活動については、引き続き車内に設置するエチケット袋に啓発メッセージを印字したものを貸切バス事業者に配布した。
- 5 貸切バス事業者が安全意識を高めるため、事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督について事業者（令和3年度実施場所以外）を対象に講習会を行う予定であったが、新型コロナウイルスの影響により令和4年度は開催を控えることとなった。
- 6 令和5年3月、行政及び関東地域バス協会との巡回指導に係る合同会議を開催し、巡回指導に係る情報を共有することができた。
- 7 国土交通省主催の「運輸事業の安全に関するシンポジウム2022」、「整備管理者研修」に指導員を参加させ、資質の向上を図った。

II これからの事業環境について

新型コロナウイルス感染症による貸切バス事業者への影響は、依然として厳しい状況が続いているが、昨年10月には、新型コロナウイルス感染症に関する水際対策が大幅に緩和されるなど、貸切バスの輸送需要の回復が見込まれるところであり、改めて安全・安心の確保に向けた取組みの実施が必要となる。

令和5年度の巡回指導については、今後の貸切バスの輸送需要回復に備え、事業者の法令遵守や安全意識の向上のために、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮

しつつ、きめ細かな指導を推進する。

負担金の徴収については、令和4年度に引き続き事業者の負担軽減を図るため、分割による納付や納付期限の猶予も行う。

また、常に適切な対応がとれるよう適正化センターの体制整備をしておくことが必要であり、現行体制の下で効率的な運営体制を柔軟に推進していく。

Ⅲ 令和5年度事業計画基本方針及び個別方針

以上の環境認識を踏まえ、令和5年度は次のように展開する。

1 巡回指導業務

(1) すべての営業所に対して原則年1回の巡回指導を実施する。

特にそれぞれの事業者の実情にあったきめ細やかな助言等事業者に寄り添う指導を推進する。

(2) 研修等の実施により、指導員の資質の向上を図る。

2 負担金取扱業務

(1) 令和5年度についても分割による納付、納付期限の猶予等柔軟に対応する。

(2) 負担金の大幅な増大を抑制するため、引き続き役員報酬及び人件費の減額等コスト削減を図る。

3 総務業務

総務業務については、公益財団法人として関係法令及び定款に基づき評議員会及び理事会を適時開催し、適正に業務を推進する。

また、法定委員会である適正化事業諮問委員会についても適宜開催し、答申結果を踏まえ効果的に業務を執行する。

4 苦情処理業務

旅客からの苦情・要望受付の適切な対応と適正に処理する。

5 公益法人としての体制整備

(1) 現行体制の維持及び整備を進める。

(2) 職員研修の実施。

(3) 令和4年度に実施できなかった貸切バス事業者の管理者向け講習会の実施。

6 啓発活動及び広報活動

(1) 貸切バス事業者以外の者による貸切バス事業を経営する行為の防止を図るための啓発活動の実施。

(2) 貸切バス事業に関する秩序の確立に資するための啓発活動及び広報活動の実施。

(3) 貸切バス事業者の事業の適正化を促進するための啓発活動の実施。

この方針のもと、以下のとおり事業を展開する。

1 巡回指導業務

(1) 巡回指導業務については、新型コロナウイルス感染症の影響を観ながら原則、営業所ごとに毎年1回実施する。なお、適正化事業の実施にあたっては、関東運輸局及び地方バス協会との連携を図る。

本年度の巡回指導実施計画件数は、次表のとおりとする。

巡回指導実施計画数（令和5年度）

区分 月	実施 営業所数 (カ所)	内 訳		実施地区
		センター分 (カ所)	地方バス協会 委託分 (カ所)	
4 月	1 2 9	5 0	7 9	関東運輸局管内
5 月	1 2 0	5 0	7 0	関東運輸局管内
6 月	1 2 0	5 0	7 0	関東運輸局管内
7 月	1 2 0	5 0	7 0	関東運輸局管内
8 月	1 1 0	4 0	7 0	関東運輸局管内
9 月	1 2 0	5 0	7 0	関東運輸局管内
1 0 月	1 2 0	5 0	7 0	関東運輸局管内
1 1 月	1 2 0	5 0	7 0	関東運輸局管内
1 2 月	1 1 5	4 0	7 5	関東運輸局管内
1 月	1 0 0	4 0	6 0	関東運輸局管内
2 月	1 0 2	3 2	7 0	関東運輸局管内
3 月	6 3	0	6 3	関東運輸局管内
計	1, 3 3 9	5 0 2	8 3 7	

(2) 指導員を各種講演会、セミナー、研修等に参加させる等、職務の執行にかかる資質の向上を図る。

(3) センターが実施する巡回指導業務の一部及びこれに付帯する業務について以下に掲げる団体へ委託する。

- ・一般社団法人東京バス協会
- ・一般社団法人神奈川県バス協会
- ・一般社団法人千葉県バス協会
- ・一般社団法人埼玉県バス協会
- ・一般社団法人茨城県バス協会
- ・一般社団法人群馬県バス協会
- ・一般社団法人栃木県バス協会
- ・一般社団法人山梨県バス協会

(4) 地方バス協会との連携

地方バス協会より指導員不足等のため当センター指導員の派遣要請があれば、指導員が出向き地方バス協会が行う巡回指導を円滑に実施するなど引き続き協力関係を構築する。

また、会議や研修会の意見交換等を通して連携を図る。

(5) IT 機器（タブレット、モバイルプリンター、モバイルスキャナー）を活用した効率的な巡回指導を引き続き実施する。

2 負担金取扱業務

引き続きコンパクトで効率的な運営を図ることで、大幅な負担金水準の増加を極力減じるための努力を続ける。

3 苦情処理体制の整備

旅客から寄せられる苦情・要望等の受付業務については、電話及びインターネットで受付し、受付内容は、事業者及び関係団体に通知して改善を求めるなど適正な処理を行う。

4 公益法人としての体制整備

- (1) 現行体制を維持・整備し、効果的な運営体制を構築する。
- (2) 職員を適宜研修等に参加させ資質の向上を図る。
- (3) 貸切バス事業者の管理者向け指導監督講習会（東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県）を開催し、貸切バス運転者に対する指導監督を充実させる。

5 啓発活動及び広報活動

- (1) 貸切バス事業者以外の者による貸切バス事業を経営する行為の防止を図るための啓発活動については、本年1月17日に「白バス行為 社長逮捕」という報道がなされたのを機会にセンターホームページを活用するほか、関係機関と連携を図りながら、白バス撲滅に向けた取組みを広く周知する。
- (2) 重大事故を招く飲酒運転、薬物使用運転、妨害運転、過労運転、速度超過等を防止するため、関係機関等と連携を図りながら啓発活動を行い、コンプライアンス体制の確立を図る。
- (3) 安全な貸切バスの選定や利用する際のポイントを示した国土交通省の「輸送の安全を確保するための貸切バス選定・利用ガイドライン」をセンターホームページに掲載し、引き続きその活用について広く周知を図る。
- (4) 事業者が自律的に安全意識の向上を形成するため、管理者向け講習会等を適宜実施する。